

地籍調査事業が実施されます

今年度、新幸谷行政区及び小手指行政区の一部を実施区域として地籍調査事業が行われます。

事業実施に当たっては、事業実施区域内の土地所有者のみならず、事業対象に事業説明会を実施しますが、ここでは事業実施に先立ちまして、地籍調査事業の内容や流れについてお知らせします。

測量も不確かな部分も多く、土地の実態を正確に把握することができないことがあります。

地籍調査事業とは、土地所有者のみならずのご協力のもと、このような不確かな部分を修正することを目的とした事業です。本町における地籍調査事業は、平成12年の江川I地区を始めとして、一地区につき3年間を掛けて実施しています。

災害等の復旧に役立ちます
 万が一、家屋や目印となっていた工作物等が災害によって滅失してしまった場合等、目で見ても自分の土地が判らなくなってしまうことも、地籍調査が完了していれば元の位置を容易に確認することができ、復旧作業が円滑に進められる等、災害復旧時に大いに役立ちます。

境界が確認されない
 地籍調査でも境界が確認されない場合や、隣接土地所有者の不立会いにより境界の確認ができない場合は「筆界未定」として処理します。

筆界未定として処理されます
 と、登記簿上は調査前と変わらない状態ですが、調査後の登記手続について不便が生じる可能性があります。

【土地所有者のみならずへ】
 本事業の円滑な実施には、土地所有者のみならずのご理解・ご協力が必要不可欠です。
 土地所有者のみならずには、本事業の趣旨をご理解いただきまして、実施に当たっては所期の目的の達成にぜひご協力をお願いします。

お問い合わせ
 建設環境課 地籍調査G
 ☎(84)3347 (直通)



※町民のみならずのご協力で、
 地籍の明確化を
 実現しましょう！

【地籍調査とは】

人に戸籍があるように、土地にも地番、地目、面積、所有者といったような地籍というものが存在します。

しかし、土地に関する記録として広く利用されている公図の多くは、明治時代の地租改正事業によって作られた地図に基づいて作成されたものであり、土地の境界が不明確であったり、

【地籍調査を行うメリット】

地籍調査事業が実施されることで、土地所有者のみならずには、主に次のようなメリットが挙げられます。

境界紛争等の色々なトラブル等を未然に防ぐことができます

土地の境界が不明確なため、住民間や官民間において境界紛争等のトラブルが発生する場合があります。

しかし、地籍調査を実施した場合には、土地所有者間で確認された境界に基づいて、地籍測量を行い地籍図を作成しますので、トラブルが発生した場合でも容易に境界線の復元が可能となり、地籍調査時点における境



◆◆◆ 地 籍 調 査 事 業 の 流 れ ◆◆◆

年	項目	予定月	内 容
1年目	事業説明会	9月	・一筆地調査前の大切な説明会です。地籍調査事業について、境界立会い、杭打ち、分筆、合筆等について説明会を開きます。
	一筆地調査	10月	・個人土地境界の立会い、杭打ちを行います。 ・一筆ごとに所在、地番、所有者、地目、土地の形状等について調査します。 ・一定条件が合えば、分筆、合筆ができます。
	測 量	12月～3月	・町委託の測量業者にて、確認した土地(一筆ごと)の杭の位置を測量します。
2年目	面積計算	7月～9月	・杭の測量を基に、面積を測定します。
	閲 覧	2月	・土地所有者の方に、閲覧簿案、地籍図案を閲覧してもらい、誤り等がないか確認してもらいます。(閲覧期間は20日間)
3年目	認証請求	5月	・県知事、国土交通大臣の認証を受けます。
	登記所送付	6月～8月	・認証を受けたものを、登記所に送付し、登記完了後、備付けられます。
	事業完了	9月	・土地所有者全員に、事業が完了したことの通知と、面積計算書を送付します。

※二重線の部分は、土地所有者のみならずにご協力していただく作業です。
 ※事業計画ですので、変更する場合があります。